

遠軽町立小中学校ホームページ作成・運用にかかわるガイドライン

遠軽町教育委員会

1 趣旨

本ガイドラインは、遠軽町立小中学校ホームページ（以下、HPという）を開設・公開するにあたり、適正な管理運営に必要な事項を定める。

2 HP開設の目的

学校教育活動や学校運営の状況を保護者や地域の方々に公開し、信頼される学校づくりを推進することを目的とする。

3 HP管理責任者及び運営組織

- (1) HP管理責任者は校長とし、HPに掲載された情報について校長は責任を負う。
- (2) 校長は、HPの円滑な運営のためHP担当者を任命することができる。
- (3) HP担当者は、作成及び更新について検討を行うなど適切な運営に努める。

4 HP作成及び更新者

- (1) HP作成及び更新者は、教職員とする。
- (2) HP作成及び更新者は、著作権や商標権等の知的財産、肖像権や個人情報の保護について徹底すること。

5 HPの内容

- (1) 掲載する内容
 - ①学校の教育目標や学校経営方針等
 - ②学校いじめ基本方針（最新版）
 - ③学校の住所、連絡先（電話番号のみとし、メールアドレスは記載しない）
 - ④ホームページの著作権を守る記述
- (2) その他、掲載が考えられる内容
 - ①いじめ防止等に関わる取組
 - ②学校評価
 - ③学校の取組や児童生徒による活動
- (3) 掲載してはいけない内容
 - ①教育上不適切なもの
 - ②特定の個人情報等に関わるもの
 - ア 児童生徒氏名、国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成など
 - イ 個人を特定できる写真（写真は児童生徒の顔を小さく不鮮明にする）
 - ③児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
 - ④著作権・商標権等の知的財産を侵害する恐れのあるもの
 - ⑤学校のメールアドレス
 - ⑥その他、HP管理責任者及び遠軽町教育委員会が学校HPとしてふさわしくないと判断したもの

6 個人情報の取り扱い

(1) 個人を特定する情報

個人を特定する情報は、児童生徒等の住所・国籍・本籍・氏名・生年月日・電話番号・家庭環境・身体的特徴・成績等の個人を識別できる情報を指す。

(2) 個人写真等の扱い

個人写真等児童生徒等の個人を特定できる情報を掲載してはならない。

(3) 集合写真等の扱い

集合写真や活動風景の写真等、効果的であると判断した場合には、児童生徒の顔を小さく不鮮明にする等個人を特定できないことを条件とし、掲載することを妨げない。

(4) 削除要請

HP掲載後に、本人及び保護者から掲載内容の訂正や削除の要請があった場合、HP管理者および作成者は速やかに要請に対応した措置を講じなければならない。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。

7 HP開設のサイトおよび申請について

(1) HP開設サイトについて

HP開設サイトは遠軽町教育委員会が認めたサイトとし、Googleサイトを推奨する。

(2) HP開設申請について町教育委員会の了解を得ること。

HP開設する際は、事前に「HP開設申請書」を遠軽町教育委員会へ提出し確認を受けること。

8 日常の管理

(1) HPの更新

HP管理責任者は、定期的にHPの内容について確認を行い、HP作成者に作成を指示するなど、定期的にHPの内容を更新するよう適正化を図る。

(2) 掲載期間

掲載した情報の掲載期間は、その情報の公開の目的が終了するまでとし、定期的に更新する。

9 ガイドラインの見直し

遠軽町の情報リテラシーに係る考え方に伴い、このガイドラインの内容について見直しの必要が生じたときは、関係機関と協議の上、適正に見直す。

附 則

(実施期日)

- 1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。